

議案第14号

鳥取県都市計画審議会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県都市計画審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県都市計画審議会条例（昭和44年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、鳥取県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>16人以内</u>で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、鳥取県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>20人以内</u>で組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。</p>

(1) 学識経験のある者 13人

(2) 市町村長を代表する者 1人

(3) 県議会の議員 1人

(4) 略

2及び3 略

(議事)

第6条 略

2 略

3 第3条第1項第2号及び第4号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。

(1) 学識経験のある者 12人

(2) 関係行政機関の職員 2人

(3) 市町村の長を代表する者 1人

(4) 県議会の議員 4人

(5) 略

2及び3 略

(議事)

第6条 略

2 略

3 第3条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

(雑則)

第8条 略

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(雑則)

第9条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。